



平成 28 年 7 月 20 日

## 「ちばぎん後見制度支援信託」の取扱開始について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 28 年 7 月 27 日（水）より、「ちばぎん後見制度支援信託」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

平成 28 年 4 月に後見制度<sup>\*</sup>を促進する法律が成立し、今後、後見制度の利用者は増加していくことが見込まれています。当行は、本商品の取扱いをつうじて利用者のニーズにお応えするとともに後見制度の普及に貢献していくものです。

後見制度支援信託は、後見制度を利用する方を、財産管理の面で支援するための信託です。被後見人（後見を受ける方）の財産のうち、日常の支払いに必要な金銭を預貯金等で後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託する仕組みとなっています。なお、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約等の手続きは家庭裁判所の指示書に基づいて行なわれ、被後見人の金銭を安全・確実に保護することができます。なお、後見制度支援信託の取扱いは、地方銀行として初めてとなります。

当行は、平成 18 年に信託業務の認可を取得し、銀行本体で相続関連業務を取り扱っておりますが、本商品をメニューに加えることで、高齢者の生前の財産管理に関するニーズについても積極的に対応してまいります。

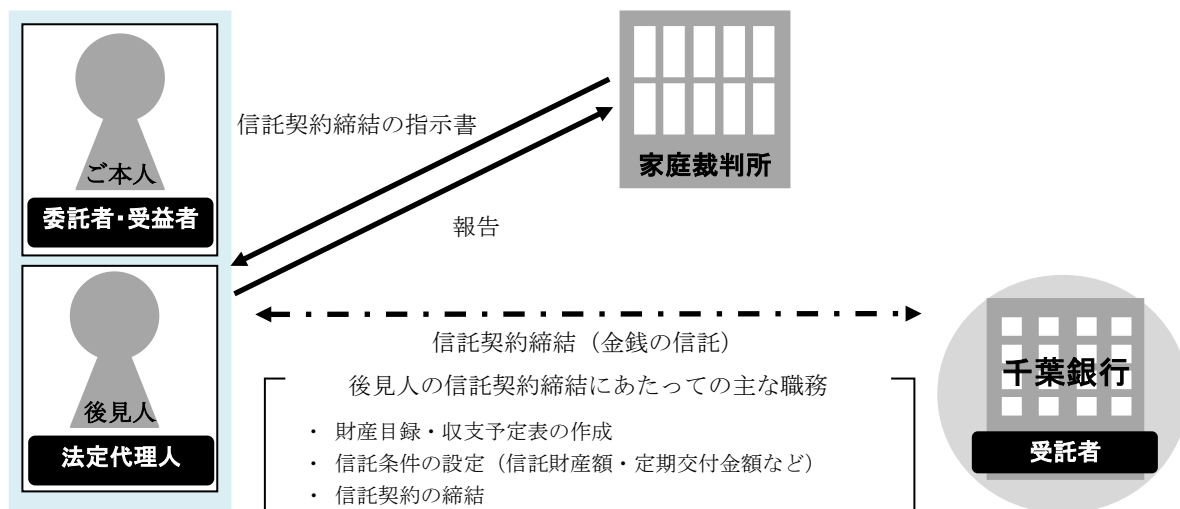
当行は、今後も信託の財産管理機能や資産承継機能等を活用した商品・サービスの提供に努めてまいります。

※成年後見と未成年後見があり、成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者（本人）の親権者がいなくなった場合に、本人の権利を守る援助者（未成年後見人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

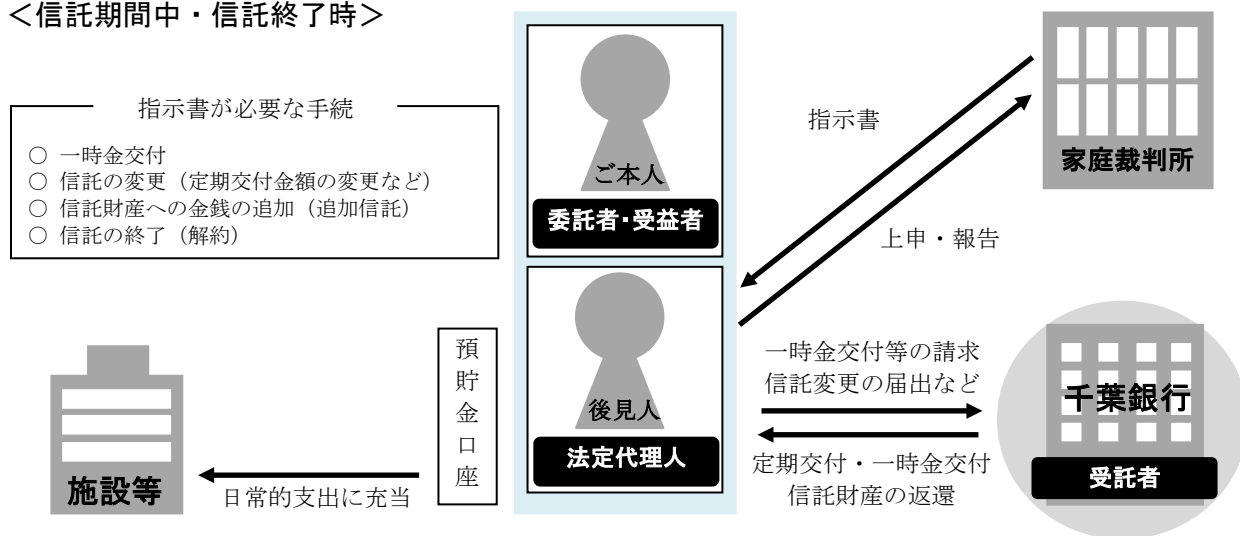
以 上

## 「後見制度支援信託」の仕組み

### <信託契約締結時>



### <信託期間中・信託終了時>



### 「ちばぎん後見制度支援信託」概要

ご利用いただける方	法定後見人が選任されている成年被後見人、または未成年被後見人で、後見制度支援信託の利用について家庭裁判所の指示書がある方。	
信託目的	被後見人の財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資することを目的としています。 なお、信託金は、家庭裁判所の指示書に従い差し入れていただいた申込書に基づき、定期的に一定の金額をご指定いただいた被後見人の口座にお振込みいたします。	
信託期間	信託期間に定めはありませんが、被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等に、この信託は終了いたします。	
信託金の支払	家庭裁判所の指示書に従い、お客さまの口座に定期的にお振込みいたします。 また、家庭裁判所の指示書がある場合には、一時金として指示書に記載された金額をお支払することができます。	
信託報酬 (手数料)	契約手数料	150,000円(税抜き)
	管理報酬	3,000円/月(税抜き)
	運用報酬	運用収益の中から一定の金額をいただきます。

以上